

平成29年予備試験論文本試験出題分析表(兼平成30年予備試験論文本試験出題予想)【平成30年5月24日(木)現在】

教科名	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法	法律実務基礎科目[民事]	法律実務基礎科目[刑事]	一般教養科目
法務省発表の出題趣旨	<p>本問は、架空の条約を素材に、憲法上の財産権保障(憲法第29条)についての理解を問うものである。</p> <p>本件条約は、Xのブランド価値を維持し、Xの生産者を保護する目的で、生産量が增大し、Xの価格を適正に維持できる最大許容生産を超えるときに、A県知事は、全てを生産者に対し、全生産量に占める最大許容生産量の超過分の割合と同じ割合で、収穫されたXの廃棄を命じることとしている。まず、このような措置を定める本件条約が、憲法第29条第1項で保障される財産権を侵害する違憲なものであるかを論じる必要がある。その際、本件条約の趣旨・目的と、それを達成するための手段の双方について、森林法違憲判決(最高裁昭和62年4月22日大法廷判決、民集41巻3号408頁)及び証券取引法判決(最高裁平成14年2月13日大法廷判決、民集56巻2号331頁)などを参照しながら、検討する必要がある。特に、規制手段については、天候状況に左右されず一定量を生産することが可能な者が存在することを念頭に置きつつ、その合理性・必要性について考察することが求められるであろう。</p> <p>次に、本件条約では、Xの廃棄に起因する損失については補償をしなさいとされているが、それが、憲法上の損失補償請求権(憲法第29条第3項)を侵害する違憲なものであるかを論じる必要がある。この場合、①本件条約が一般的に損失補償規定を置いていないこと、②仮に一般的に損失補償規定を置いていないことが合憲であるとしても、甲の事情が、損失補償が認められるべき「特別の犠牲」に該当し、損失補償請求権を侵害すると主張しうるか、③①②の論点がある。これらについて、河川附近制限令事件(最高裁昭和43年11月27日大法廷判決、刑集22巻12号1402頁)などを参照しながら、検討することが求められる。</p>	<p>設問1は、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請に対し、知事が許可を留保した上で、周辺住民との紛争を調整する行政指導を行った事例について、国家賠償法上の違法性の検討を求めるものである。</p> <p>マンションの建築確認を留保して周辺住民との紛争を調整する行政指導を行った事案である最判昭和60年7月16日民集39巻5号989頁を踏まえ、行政指導が継続されている状況の下で許可の留保が違法になる要件として、申請者において許可を留保されたままでの行政指導にはもはや協力ができないとの意思を真摯かつ明確に表明したこと、及び、申請者が受ける不利益と行政指導の目的とする公益上の必要性とを比較衡量して、申請者の行政指導への不協力が社会通念上正義の観念に反するといえるような特段の事情がないことの二つを適切に示すことが求められる。</p> <p>その上で、問題文中に示された事実を適切に上記の要件に当てはめて、許可の留保の違法性を主張することが求められる。具体的には、真摯かつ明確な意思の表明に関する事情として、内容証明郵便の送付が挙げられる。次に、特段の事情の有無に関わる事情として、①Aの受ける不利益(建設費用の高騰による経営の圧迫)、②行政指導の目的とする公益(周辺住民との十分な協議による紛争の円満解決)、③社会通念上正義の観念に反する事情(説明会におけるAの不誠実な対応やAが示した譲歩策の撤回)が挙げられる。これらの事実を示した上で説得力ある主張を展開することが求められる。なお、上記①及び③の事情については、意思表示の真摯性と関係付けて論じることが考えられる。</p> <p>設問2は、付近住民が産業廃棄物処理施設の設置許可に対する取消訴訟を提起した場合に、原告適格が認められるか否かを問うものである。「法律上の利益」の解釈を踏まえ、行政事件訴訟法第9条第2項の考慮要素に即して、関係する法令の規定や原告らの置かれている利益状況を適切に考慮して、その有無を判断することが求められる。</p> <p>まず、法令の趣旨・目的の検討については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第1条の目的規定に定める「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」や第15条第6項の定める利害関係者の意見提出権、第15条の2第1項第2号の許可基準の定める「周辺地域の生活環境の保全」等が原告適格を基礎付ける要素に当たるか、また、同法施行規則第11条の2が「周辺地域の生活環境に及ぼす影響」の調査を求めていることが原告適格を基礎付ける要素に当たると検討することが求められる。</p> <p>次に、設置許可において考慮されるべきC1及びC2それぞれの利益の内容・性質について検討することが求められる。本件処分場がもたらす環境影響として、有害物質の飛散と地下水の汚染がもたらす健康被害や農業上の損害(農作物への被害)が考えられるが、これらの利益の内容及び性質(重要性や回復可能性等)や侵害の可能性を踏まえて判断することが求められる。</p> <p>さらに、原告適格が認められる者の具体的範囲について、本件調査書における「対象地域」をどのように考慮し得るかが問題となる。近時の判例(最判平成26年7月29日民集68巻6号620頁)では、本問と類似の事案において、具体的な権利侵害の証明がされない場合でも、対象地域内に居住すること等を考慮して原告適格が認められており、この判断を踏まえた検討がされることが望ましい。</p>	<p>本設問は、①不動産の第1譲受人が備えた登記が実体的権利関係に一致しないために第2譲受人の登場を招いたという事案を題材として、第1譲受人が備えた登記の有効性に絡める形で、実体的権利関係に一致しない不動産登記を信頼し取り方を行う第三者の権利の在り方を問う(設問1)とともに、②不動産の転賃借がされた後、原質事項の決定、検査役の選任の要否(会社法第207条第9項第5号参照)等)や募集株式を発行する株式会社からする相殺の可否(同法第208条第3項参照)及びその要件・手続について、論ずることが求められる。設問1については、Z社の申込みが仮装申込みに該当するかどうかを検討した上で、その場合の取締役及び株式を引き受けた者の責任(同法第213条の2、第213条の3等)について、いずれも株主代表訴訟の対象となることを含めて、論ずることが求められる。また、設問2(2)については、B社が申込みが仮装された株式の譲受人に該当すること前提に、当該株式につき議決権を行使することができるかについて、同法第209条第3項の規定を踏まえて、当該株式の発行の効力(申込みが仮装されたことが当該株式の発行の無効事由になるか)についても言及しながら、整合的に論ずることが求められる。</p>	<p>本問は、募集株式の発行に当たって、募集株式を発行する株式会社に対する金銭債権を利用する方法、払込みが仮装された場合の取締役等の責任及び責任追及の方法、払込みが仮装された株式の譲受人が当該株式について議決権を行使することの可否を問うものである。解答に際して、設問1については、現物出資の手続(取締役会決議による募集事項の決定、検査役の選任の要否(会社法第207条第9項第5号参照)等)や募集株式を発行する株式会社からする相殺の可否(同法第208条第3項参照)及びその要件・手続について、論ずることが求められる。設問1については、Z社の申込みが仮装申込みに該当するかどうかを検討した上で、その場合の取締役及び株式を引き受けた者の責任(同法第213条の2、第213条の3等)について、いずれも株主代表訴訟の対象となることを含めて、論ずることが求められる。また、設問2(2)については、B社が申込みが仮装された株式の譲受人に該当すること前提に、当該株式につき議決権を行使することができるかについて、同法第209条第3項の規定を踏まえて、当該株式の発行の効力(申込みが仮装されたことが当該株式の発行の無効事由になるか)についても言及しながら、整合的に論ずることが求められる。</p>	<p>設問1は、将来にわたり継続的に発生する不当利得の返還を求めようとする訴えに関して、将来の給付の訴えと現在の給付の訴えとの区別の基準及び将来の給付の訴えの利益の判断要件等について問うものである。特に、将来の給付の訴えについて民事訴訟法第135条の趣旨に触れつつ、将来の給付の訴えの利益の判断要件について関連する最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁等にも言及しながら自説を展開した上で、関係性を踏まえた当てはめが求められる。</p> <p>設問2は、不当利得返還請求訴訟において、被告から相殺の抗弁が提出された場合において、その自働債権の一部の存在が認められて受働債権の一部と相殺され、一部認容判決がされたときに、自動債権に關しての範囲で既判力が生ずるのか等について問うものである。既判力の根拠規定である民事訴訟法第114条の趣旨を踏まえつつ、例外的に相殺に既判力を認めた同条第2項の「相殺をもって対抗した額」についての解釈論を展開することが求められる。また、既判力が自動債権の全体には生じないという見解を採用した場合にも、そのような結論が後訴における不当な蒸し返しを招かないかについて検討をし、自説を展開することが求められる。</p>	<p>本問は、(1)医師甲が、劇薬Xを混入したワインをVに飲ませてVを殺害しようと考え、劇薬Xをワインの入った瓶に注入し、同瓶をV宅宛に宅配便で送ったが、V宅が留守であったため、Vが同瓶を受け取ることはなかったこと(Vの心臓には特異な疾患があり、そのことを甲は知っていた。また、劇薬Xの致死量は10ミリリットルであり、甲は致死量を4ミリリットルと勘違いしていたところ、Vを確実に殺害するため、8ミリリットルの劇薬Xを同瓶に注入したが、Vがその全量を摂取した場合、死亡する危険があった。)、(2)甲が、Vに劇薬Yを注射してVを殺害しようと考え、医師乙に6ミリリットルの劇薬Yを渡してVに注射させたところ、Vが痛がったため、3ミリリットルを注射したところ、Vが痛がらなくなったが、Vは劇薬Yの影響により心臓発作を起こし、急性心不全により死亡したこと(乙は、甲から渡された容器に薬剤名の記載がないことに気付いたが、その中身を確認せずにVに劇薬Yを注射した。また、甲は、劇薬Yの致死量が6ミリリットルであること、心臓に特異な疾患があるVに3ミリリットルの劇薬Yを注射すれば、Vが死亡する危険があることを知っていたが、乙は、Vの心臓に特異な疾患があることを知らなかった。)、(3)公務員ではない医師乙が、専ら甲のために虚偽の死因を記載したVの死亡診断書を作成し、Vの母親Dを介して、同死亡診断書をC市役所に提出したことを内容とする事例について、甲及び乙の罪責に関する論述を求めようとする。</p> <p>甲の罪責については、殺人未遂罪又は殺人予備罪、殺人罪の成否を、乙の罪責については、業務上過失致死罪、虚偽診断書作成罪及び同行使罪、証拠隠滅罪、犯人隠避罪の成否を検討する必要があるところ、事実を正確に分析するとともに、各罪の構成要件、離隔犯における実行の着手時期、未遂犯と不能犯の区別又は予備行為の危険性、間接正犯の成否、因果関係の有無等に関する基本的理解と事例への当てはめが論理的・一貫性を保って行われていることが求められる。</p>	<p>本問は、殺人事件の犯行の目撃者が直ちに犯人を追跡し、約1分後、犯行現場から約200メートルの地点で見失ったものの、通報により駆けつけた警察官が、目撃者から犯人の特定及び逃走方向を聞いて犯人の逮捕に成功した事例について、犯行現場から約2キロメートルの地点で、犯人の特定を達成した甲を免罪して職務質問したところ、甲が犯行を認めたため、甲を、現行犯逮捕した事例において、刑事訴訟法第212条第1項、同条第2項及び第213条を充足するかを検討せよとするとともに、甲との共謀共同正犯が成立した原因として殺人罪で起訴された乙の公判を題材に、起訴状に「甲と共謀の上での記載及びそれに基づく実行行為が記載されていれば訴因の特定は足りる」といえるのか、共謀の成立時期について検察官が求釈を明に怠った場合、その内容は訴因の構成を構成することになるのか、証拠調べの結果、裁判所が検察官の釈明内容と異なる事実を認定して有罪判決をすることが許されるのか、すなわち、事実認定に先立っての訴因変更の要否、及び、訴因変更が不要であるとしても裁判所は何らかの措置を採るべきか、そうであるとするばその措置は何かを検討させることにより、現行犯逮捕・準現行犯逮捕の要件及び訴因に関連する各問題点について、基本的な学識の有無及び具体的事案における応用力を試すものである。</p>	<p>設問1は、動産の引渡請求が問題となる訴訟において、原告代理人があらかじめ請うべき事実を認定する証拠構造(設問1)、類型証拠開示請求の要件(設問3)、いわゆる被害再現写真と現場写真の証拠能力の差異(設問4)、証人尋問における被害再現写真の利用方策(設問5)、刑事訴訟法第321条第1項第2号後段書面の要件及び証拠の取調への必要性(設問6)について、【事例】に現れた証拠や事実、手続の経過を適切に把握した上で、法曹三者それぞれ立場から、主張・立証すべき事実やその対応についての思考過程を解答することを求め、刑事実務認定の基本構造、証拠法及び証人尋問を含む公判手続等についての基本的知識の理解並びに基礎的実務能力を試すものである。</p> <p>設問2は、設問1で問われた弁証術と弁証術の区別について理解を踏まえた上で、様々な場面において、弁証術が有用とされる場合及び弁証術を用いることが適切でないといえる場合について、具体例を挙げつつ、的確に論じることが求められる。いずれの設問においても、全体として指定の分量で簡潔に記述する能力も求められる。</p>	<p>設問1及び2は、アリステレスの「弁証術」を題材として、説得の技術である弁証術の意義について、弁証術との区別を踏まえた理解を問うものである。</p> <p>設問1は、本文の記載内容を前提に、弁証術と弁証術との区別について問うものである。弁証術及び弁証術それぞれ意義・特徴につき、的確に説明することが求められるが、その際、単に文中の表現を引用するのではなく、その内容を正確に理解した上で、自己の言葉に置き換えて説明することが求められる。</p> <p>設問2は、二段の推定についての基本的理解と当てはめを明に怠った場合、その内容は訴因の構成を構成することになるのか、証拠調べの結果、裁判所が検察官の釈明内容と異なる事実を認定して有罪判決をすることが許されるのか、すなわち、事実認定に先立っての訴因変更の要否、及び、訴因変更が不要であるとしても裁判所は何らかの措置を採るべきか、そうであるとするばその措置は何かを検討させることにより、現行犯逮捕・準現行犯逮捕の要件及び訴因に関連する各問題点について、基本的な学識の有無及び具体的事案における応用力を試すものである。</p>	
素材判例・論文等	<p>出題趣旨の引用判例の他、 ・戸部信吾『憲法』(岩波書店、第6版・高橋和之補訂、2015)P.233～241 ・Xの需給調整については、農林水産省HP掲載の野菜の需給調整対策の記載が参考になります。 ・曾我部真裕・赤坂幸一・新井誠・尾形健編『憲法論点教室』(日本評論社、2012)P. 129～135</p>	<p>出題趣旨の引用判例の他、 ・中原茂樹『基本行政法』(日本評論社、第3版、2018)P. 164～7、320～342 ・曾和俊文・野呂克・北村和生編著『事例研究行政法』(日本評論社、第3版、2016)P. 56～67、349～362</p>	<p>・最判平成18年2月23日(民集60巻2号546頁、百選1(第8版)22事件) ・最判昭和38年2月21日(民集17巻1号219頁) ・大判昭和9年3月7日(民集13巻4号278頁) ・東京高判昭和58年1月31日(判時1071号65頁) ・東京地判平成18年3月17日(判タ1257号316頁)</p>	<p>・笠原武朗『仮装払込み(特集平成26年会社法改正の評價)』法律時報87巻3号P.24～9 ・伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『リーガルクエスト会社法』(有斐閣、第4版、2018)P. 322～5 ・黒沼悦郎編著『Law Practice商法』(商事法務、第3版、2017)P. 28～33 ・山本和彦編著『Law Practice民事訴訟法』(商事法務、第3版、2018)P. 56～60 ・長谷部由起子他編著『基礎演習民事訴訟法』(弘文堂、第3版、2018)P. 48～59、164～178</p>	<p>出題趣旨の引用判例の他、 ・最判昭和63年3月31日(集民153号627頁) ・最判平成24年12月21日集民242号117頁 ・和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』(商事法務、2012)P. 141～5、447～457 ・山本和彦編著『Law Practice民事訴訟法』(商事法務、第3版、2018)P. 48～59、164～178</p>	<p>・山口 厚『刑法』(有斐閣、第3版、2015)P. 30～44、139～144、225～6、411～2、465～471 ・最大判昭和33. 5. 28(刑集12巻8号1718頁、練馬事件) ・最判昭和58. 12. 13(刑集7巻10号1581頁、よど号ハイジャック事件) ・最決平成13. 4. 11(刑集55巻3号127頁、百選(第10版)45事件) ・松尾浩也・岩瀬徹編『実例刑事訴訟法Ⅱ 公訴の提起・公判』(青林書院、2012)P.17～31 ・宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『リーガルクエスト刑事訴訟法』(有斐閣、第2版、2018)P.71～3、220～230、250～258 ・古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』(有斐閣、第2版、2015)P. 54～72、187～220</p>	<p>・和田吉弘『基礎からわかる民事執行法・民事保全法』(弘文堂、第2版、2010)P. 240～241 ・和田吉弘『民事訴訟法から考える要件事実』(商事法務、第2版、2013)P. 194～7 ・大島真一『新版完全講義民事裁判実務の基礎【入門編】』(民事法研究会、2015)P. 302～310、386～395</p>	<p>・最決平成23年9月14日(刑集65巻6号949頁、刑事訴訟法判例百選(第10版)68事件) ・下津健司=江口和伸他著『民事裁判実務の基礎—刑事裁判実務の基礎』(有斐閣、2014)P. 140～149、191～228 ・新庄健二監修『司法試験予備試験法律実務基礎科目【入門編】』(民事法研究会、2016)P. 21～7、62～72、94～5、116～122</p>		
辰巳答練・対策講座の的中情報【☆☆☆】	<p>・財産権(170529予備論文予想答案練習会(憲法2))☆☆☆ ・財産権(161020予備スタ論(第1クール)第2回(憲法2)第2問☆☆☆)</p>	<p>・第三者の原告適格(170529予備論文予想答案練習会 行政法1)☆☆☆ ・第三者の原告適格(170112予備スタ論(第2クール)第2回(行政法2))☆☆☆ ・第三者の原告適格(160703予備スタ論(夏季)第3回(行政法2)第1問)☆☆☆</p>	<p>・仮装払込みによる株式の効力(170625予備試験論文公開模試)☆☆☆</p>	<p>・将来給付の訴えの利益(161117予備スタ論(第1クール)第10回(民事訴訟法2))☆☆☆</p>	<p>・不能犯の実行の着手(170223予備スタ論(第2クール)第14回(刑法))☆☆☆</p>	<p>・準現行犯逮捕(170216予備スタ論(第2クール)第12回 第2問)☆☆☆</p>	<p>・所有権に基づく返還請求権と事件実、売買契約締結の事実認定(170305 予備スタ論(第2クール)第17回(民事実務基礎))☆☆☆ ・私文書の成立の真正(170625予備試験論文公開模試)☆☆☆ ・私文書の成立の真正(161204予備スタ論(第1クール)第15回(民事実務基礎))☆☆☆ ・私文書の成立の真正(170226予備スタ論(第2クール)第15回(民事実務基礎))☆☆☆</p>	<p>・写真の証拠としての法的性質、証人尋問における被害再現写真の利用(160619予備試験論文公開模試法律実務基礎科目(刑事)(新庄健二先生ご監修)及び160918予備スタ論【夏期】第14回(民事実務基礎2/刑事実務基礎1)第2問☆☆☆) ・証人尋問における写真の提示(161215予備スタ論(第1クール)第18回(刑事実務基礎2)第2問☆☆☆)</p>		
平成30年司法試験論文式試験の出題状況	<p>(テーマ) ・表現の自由(知る権利、未成年者の人権等) ・営業の自由(参考文献) ・曾我部真裕教授の「青少年健全育成条例」による有害図書規制についての覚書」法学論叢(2012)170巻4・5・6号P.499～514 ・木下智史他編著『事例研究 憲法』(日本評論社、第2版、2013)P.551～9</p>	<p>(テーマ) ・原告適格 ・行政裁量 ・行政事件訴訟法10条1項の主張制限 ・「墓地、埋葬等に関する法律」等(参考文献) ・北村和生他著『事例から行政法を考える』(有斐閣、2016)P.120～136</p>	<p>(テーマ) ・種類物の特定、受領遅滞、危険負担 ・所有権留保先買契約の法的性質 ・所有権に基づく妨害排除請求の相手方 ・定期預金債権の共同相続 ・相続させる旨の遺言(参考文献) ・千葉恵美子他編『Law Practice民法Ⅱ【債権編】』(商事法務、第3版、2017)P. 41～6 ・前田陽一他著『リーガルクエスト民法Ⅵ 親族・相続』(有斐閣、第4版、2017)P.314～6、394～5</p>	<p>(テーマ) ・債権不存在確認の訴え ・管轄 ・文書提出義務 ・補助参加(参考文献) ・井上治典『文書提出命令(1)―第三者の所持する診療録(東京高決昭59. 9. 17判批)』民事訴訟法判例百選Ⅱ(新法対応補正版)P.292～3</p>	<p>(テーマ) ・債務不存在確認の訴え ・名譽毀損罪 ・不真正不作為犯 ・殺人罪と保護責任者遺棄罪の区別 ・不真正不作為犯における作為義務の錯誤(参考文献) ・塩見淳『特集「作為義務」の各論的検討』共同研究の趣旨とまとめ』刑法雑誌56巻2号(2017年)P.265～270、松尾誠紀「真正不作為犯における「作為義務」同刑法雑誌P.305～318 ・井田良他著『刑法事例演習教材』(有斐閣、第2版、2014)P.9～13、90～94</p>	<p>(テーマ) ・ビデオ撮影 ・伝聞法則(本件メモ、領収書)(参考文献) ・古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』(有斐閣、第2版、2015)P. 11～29、337～347 ・堀江慎司『伝聞証拠の意義』井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』(有斐閣、2013)P.166～9</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		
平成30年予備試験論文式試験で出題可能性が高いテーマ等	<p>・信教の自由 ・表現の自由 ・海外渡航の自由 ・生存権 ・裁判所・憲法訴訟</p>	<p>・行政裁量 ・行政手続 ・処分性 ・原告適格 ・義務付け訴訟 ・国家賠償請求訴訟</p>	<p>・錯誤論 ・代理 ・債務不履行論 ・契約の解除 ・不当利得 ・不法行為 ・相続法</p>	<p>・株主総会 ・利益相反取引、手形行為と利益相反取引 ・取締役の報酬 ・多重代表訴訟(北村雅史「親会社株主の保護」(特集平成26年会社法改正の評價)』法律時報87巻3号P.37～42参照) ・手形法・小切手法(丸山秀平『事例で学ぶ手形法・小切手法』(法書書院、第3版補訂版、2016)等参照)</p>	<p>・弁論主義 ・自白 ・既判力 ・複雑訴訟</p>	<p>・正当防衛 ・原因に於いて自由な行為 ・過失論 ・共犯論 ・詐欺罪 ・強盗罪 ・文書偽造罪</p>	<p>・宅配便荷物のエックス線検査 ・原因によらない捜索・差押え ・在宅被疑者の取調べ ・公口捜査 ・強制尿尿 ・伝聞の意義 ・検察官面前調書</p>	<p>・民法総則に関する抗弁 ・規範的要件 ・2段の推定 ・利益相反</p>	<p>・公判前整理手続 ・伝聞法則 ・犯人性の認定</p>	
予備試験論文速まくり特訓講義2018のテーマ・講師	<p>論文憲法・設問形式を意識！ 出たら危ない判例攻略 速まくり 松永健一先生</p>	<p>答案における表現方法を意識！ 『事例研究行政法(第3版)』速まくり 外ノ池佳子先生(元東京高検検事)</p>	<p>民法改正など 考査委員の関心テーマ 速まくり 村上貴洋先生</p>	<p>改正会社法に対応 『Law Practice商法【第3版】』速まくり 福田彦彦先生</p>	<p>論文民訴の出題周期から見る重要論点 速まくり 金沢幸彦先生</p>	<p>刑法演習書の定番 『刑法事例演習教材 第2版』速まくり 西口竜司先生</p>	<p>論文刑訴の苦手分野克服！ 『リーガルクエスト刑事訴訟法第2版』速まくり 柏谷周希先生</p>	<p>要件事実をモノにする 『新版 大島真一・入門編』速まくり 新庄健二先生</p>	<p>事実認定&amp;刑事手続 刑事実務基礎の頻出論点 速まくり 新庄健二先生</p>	<p>教養小論文はこれで攻略。 【出題形式別】書き方・書き方 速まくり 小柴大輔先生</p>